燃料電池自動車等の導入促進事業実施要綱

(制定) 平成27年1月26日付26環工計第353号

(改正) 平成28年1月20日付27環地環第349号

(改正) 平成29年5月29日付29環地次第52号

(改正) 平成30年3月5日付29環地次第369号

(改正) 令和2年3月19日付31環地次第612号

(改正) 令和2年6月5日付2環地次第161号

(改正) 令和3年3月9日付2環地次第631号

(改正) 令和4年4月20日付4環地次第56号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都(以下「都」という。)が、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて燃料電池自動車の普及を促進するために行う「燃料電池自動車等の導入促進事業」(以下「本事業」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、燃料電池自動車又は外部給電器を購入する者に対し、当該車両又は機器の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)。ただし、大型特殊自動車(自動車抵当法(昭和26年法律第187号)第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。)に該当するものを除く。
- 2 燃料電池バス 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を 併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定に よる自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。)であって、乗車定員11人以上のもの
- 3 外部給電器 燃料電池自動車又は燃料電池バスに搭載された燃料電池で発電された電気を 取り出し、当該車両の外部へ給電する機能を有する機器
- 4 民間団体等 東京都内(以下「都内」という。)に事務所若しくは事業所を有する法人(国 及び地方公共団体を除く。)又は都内に主たる住居、事務所若しくは事業所を有する個人
- 5 リース契約 燃料電池自動車又は外部給電器の貸主が、当該燃料電池自動車又は外部給電 器の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車又は外部給電器を使

用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池自動車又は外部給電器の使用料を貸主に支払 う契約

6 リース事業者 リース契約に基づき、燃料電池自動車又は外部給電器を借主に貸し渡すことを業とする者

第4 本事業の内容

都は、次のとおり燃料電池自動車又は外部給電器の購入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる車両又は機器に応じ、それぞれ当該各号に定める要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 燃料電池自動車
 - ア 民間団体等
 - イ 都内の区市町村
 - ウ 民間団体等又は都内の区市町村と助成金の交付対象となる燃料電池自動車に係るリ ース契約を締結したリース事業者
- (2) 外部給電器
 - ア 民間団体等又は都内の区市町村(自動車検査証の使用の本拠の位置が都内にある燃料 電池自動車の所有者又は使用者である者に限る。以下イ及び3(2)において同じ。)
 - イ 民間団体等又は都内の区市町村と助成金の交付対象となる外部給電器に係るリース 契約を締結したリース事業者
- 2 助成対象車両又は機器の要件

助成金の交付対象となる車両(以下「助成対象車両」という。)又は機器(以下「助成対象機器」という。)は、次の各号に掲げる車両又は機器に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 燃料電池自動車
 - ア 令和3年4月1日から令和5年2月24日までの間に初度登録された自動車(中古の 輸入車を除く。)であること。
 - イ 初度登録された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(以下「C E V 規程」という。)に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「セン ター」という。)が実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。
 - ウ 自動車検査証における使用の本拠の位置が都内にあること。
- (2) 外部給電器
 - ア 令和2年4月1日から令和5年2月24日までの間に購入された外部給電器(中古品を除く。)であること。
 - イ 購入された日に、CEV規程に基づきセンターが実施する補助事業において、補助金 の交付対象の外部給電器となっていること。

ウ 主として都内で使用される外部給電器であること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次の各号に掲げる助成 対象車両又は助成対象機器に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

(1) 燃料電池自動車

燃料電池自動車本体の購入に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(2) 外部給電器

外部給電器本体の購入に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、申請者が民間団体等又は都内の区市町村の場合にあってはその者が所有し、又は使用する燃料電池自動車の台数を、申請者がリース事業者の場合にあってはその借主が所有し、又は使用する燃料電池自動車の台数を超えない数量の購入に係るものに限る。

4 助成金額

助成金の交付額は、次の各号に掲げる助成対象車両又は助成対象機器に応じ、それぞれ当該 各号に定める額とする。

- (1) 燃料電池自動車(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初度登録された 車両)
 - ア 3 (1) の助成対象経費の額とする。ただし、110万円を上限とする。
 - イ アの規定にかかわらず、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネ 電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル 先行導入モデル事業)交付規程(以下「環境省補助規程」という。)に基づく補助金の 交付決定を受けた助成対象者においては、135万円を上限とする。
- (2) 燃料電池自動車(令和4年4月1日から令和5年2月24日までの間に初度登録され た車両)
 - ア 助成対象経費の額とする。ただし、110万円を上限とする。
 - イ アの規定にかかわらず、助成対象者(リース事業者を除く。)が別表に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合においては、135万円を上限とする。

(3) 外部給電器

3(2)の助成対象経費の2分の1の額(助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額)とする。ただし、40万円を上限とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、第4による助成金 の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に

基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、 当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に 支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則(平成27年1月26日付26環工計第353号)

- この要綱は、平成27年1月26日から施行し、平成26年12月26日から適用する。 附 則 (平成28年1月20日付27環地環第349号)
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 (平成29年5月29日付29環地次第52号)
- この要綱は、平成29年5月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 附 則(平成30年3月5日付29環地次第369号)
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日付31環地次第612号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月5日付2環地次第161号)

この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月9日付2環地次第631号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月20日付4環地次第56号)

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

別表(第4 4(2)関係)再生可能エネルギー電力の導入方法

次に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約していること	
ア	環境省補助規程 別表3【再生可能エネルギー100%電力調達】①(2)の環境省が
	指定する再生可能エネルギー電力メニュー
イ	東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」(令和元から2年度)又は
	九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3から4年度)で提
	供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの